

ますます利用しやすくなりました！

「中小企業緊急雇用安定助成金」「雇用調整助成金」をさらに改正！

残業相殺の廃止

教育訓練の対象を明確化

両制度は、世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する従業員を一時的に休業・教育訓練又は出向させた場合に、それに係る手当もしくは賃金等の一部を助成するものです。

「雇用調整助成金」は大企業が対象です。

【受給額】

休業等 休業手当相当額の4 / 5 (上限あり) 大企業は2 / 3 (上限あり)

教育訓練を行なう場合は、上記金額に1人1日6,000円を加算 大企業は1,200円

出 向 出向元で負担した賃金の4 / 5 (上限あり) 大企業は2 / 3 (上限あり)

改正のポイント

1. 残業相殺の廃止

休業者が残業をした場合、残業時間相当分を休業時間から差し引いて助成金を減らしていましたが、この要件は廃止されました。

2. 教育訓練の対象を明確化

助成対象となる教育訓練について、従来の判断基準が明確化され、これまで実施していたものや通常のカリキュラムに位置づけられたものなど一定の訓練を除き、幅広く認められることになりました。

<例> 技能向上、フォークリフトやクレーン等の技能講習、経営哲学、マーケティング手法、品質向上やQCサークルのスキルアップ、語学、新分野進出に関する業務内容、ISO、コーチング技法、OA関係、財務分析、モチベーションの向上、メンタルヘルス対策、人事・労務管理、リーダーシップ能力開発、コミュニケーション能力開発・・・など

3. その他

賃金台帳等の記載方法の特例 事業主の独自様式の特例 関係様式の廃止